

第1章

計画策定の目的・背景

第1章 計画策定の目的・背景

1. 計画策定の目的・背景

栗原市では、平成20（2008）年3月に計画期間が平成20（2008）年度から平成29（2017）年度までの10年間とした「栗原市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、環境の将来像に「人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造」を掲げ、環境の保全と創造に向けた施策に取り組んできました。

しかし、平成20年岩手・宮城内陸地震、平成23（2011）年の東日本大震災とそれに起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散、平成27年9月関東・東北豪雨災害は、本市にも甚大な被害を及ぼしました。

このような未曾有の大規模災害に見舞われながらも、栗原市は「復興と再生」を掲げ、市民、行政、関係機関が一丸となって乗り越えるため、さまざまな取り組みを行ってまいりました。例えば、災害により崩落した地形を景観や学術研究、観光など多目的に活用し、栗駒山麓崩落地を含めた栗駒火山・脊梁山脈から迫三川で結ばれた平野部までの本市全域が「自然災害との共生と豊穡の大地の物語」というテーマのもと、栗駒山麓ジオパークとして日本ジオパークに認定されています。

このように本市を取り巻く社会情勢や環境は、第1次計画策定後に大きく変化しています。

このことから、第1次計画終了を踏まえ、栗原市がさらに発展していくためには、環境の保全と創造に向けた施策を継続的に推進していく必要があることから、平成30（2018）年度からの10年間を対象とする新たな「第2次栗原市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定するものです。



さまざまなジオサイト（左から浅布溪谷、荒砥沢地すべり、伊豆沼のハスの花の群生）

2. 基本理念

栗原市の良好な環境の保全及び創造を実現するために、栗原市環境基本条例では次に掲げる事項を基本理念としています。

「栗原市環境基本条例」における基本理念（第3条 抜粋）

第3条 栗原市の良好な環境の保全及び創造を実現するために、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) すべての市民が栗原市の豊かで恵まれた自然環境を大切にしながら、その自然環境が、将来にわたって損なわれることなく引き継がれるように努めること。
- (2) 多様な生物が生息している栗原市の豊かな自然環境を守り、そのための活動がさらに広がりを持つように努め、人間と自然が共生する社会の実現をめざすこと。
- (3) 永い年月をかけ、先人から継承してきた貴重な歴史的、文化的遺産及び景観を保護し、その中から人間と自然が調和することの大切さを学び、それを発展させること。
- (4) 市民の生活や事業活動による環境への悪い影響を少なくするよう努め、さらにより良い環境を創っていくような循環型社会を築くことをめざすこと。
- (5) 地球環境を守っていくことは人類共通の願いであり、すべての人々がこれを自らの課題として考え、あらゆる事業活動や日常生活において積極的に取り組むよう努めること。
- (6) 市が行う様々な施策は、環境の保全を優先して取り組むことを基本とすること。



栗原の田園風景

3. 市、市民、事業者、滞在者の責務・役割

栗原市環境基本条例では、市、市民、事業者、滞在者の責務・役割を明確にしています。それぞれの主体の責務・役割は次のようになります。

市の責務（第4条 抜粋）

第4条 市は、前条に定める基本理念にしたがい、環境を保全し、さらに未来の理想的な環境を創造していくため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、市民や事業者及び滞在者の自主的な環境の保全及び創造への取組みを支援する責務を有する。

市民の役割（第5条 抜粋）

第5条 市民は、基本理念にしたがい、日常生活の中で地域の人たちと協力しながら、環境への影響を少なくするように努め、循環型社会の実現に積極的に取り組み、市や事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に対しても協力する役割を担うものとする。

事業者の役割（第6条 抜粋）

第6条 事業者は、基本理念にしたがい、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境の保全に資するため、必要な措置を講ずる役割を担うものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にしたがい、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する役割を担うものとする。

滞在者の役割（第7条 抜粋）

第7条 通勤、通学又は旅行などで栗原市に滞在する人々も、第5条に定める市民の役割に準じて良好な環境の保全及び創造に努める役割を担うものとする。

- ※ 市 : 行政
市民 : 栗原市民
事業者 : 栗原市内において、営利、非営利に関わらず事業を営む者
滞在者 : 通勤、通学又は旅行などで栗原市に滞在する者

市の責務、市民・事業者・滞在者の役割は「第4章 環境の保全と創造の施策の展開」（51ページから76ページまで）に、「市民の配慮指針」、「事業者の配慮指針」として施策の区分ごとに具体的に示しています。

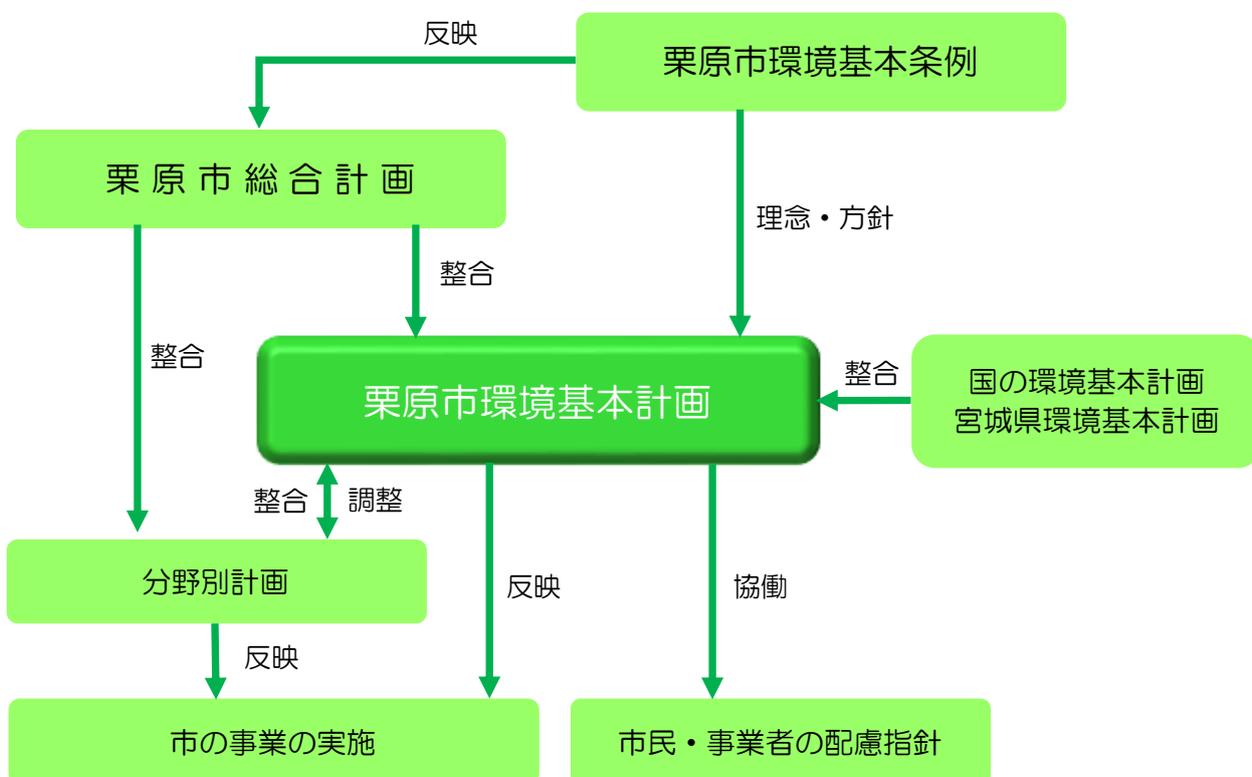
4. 計画の位置付け

栗原市環境基本計画は、栗原市のまちづくりの指針となる栗原市総合計画を環境面から実現していくものとして、環境に関わる計画の中で最も上位の計画と位置付けられ、その後、平成29（2017）年9月に栗原市総合計画後の新たな10年間を期間として、第2次栗原市総合計画（以下「第2次総合計画」という。）が策定されています。

第2次計画は、第2次総合計画に加え国や県の関連計画との整合を図りながら、栗原市のより良いまちづくり、環境の保全及び創造の推進を図っていくものです。

また、第2次計画は市民、事業者、滞在者のそれぞれが環境保全と創造に向け行動するための指針となるものです。

〈 計画の位置付け 〉



5. 計画期間

計画の期間は、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。

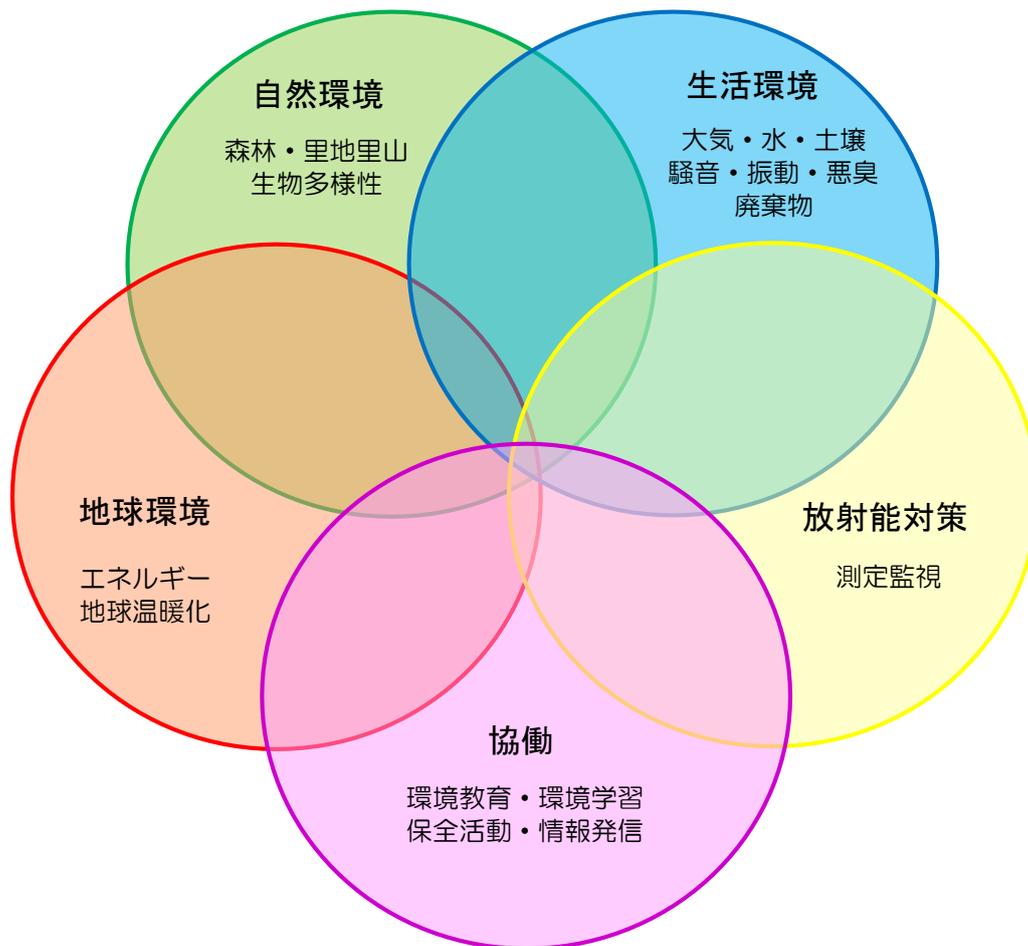
なお、中間年である平成34（2022）年度には計画の進捗状況を確認するため見直しを行うとともに、環境や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じ計画を見直します。

計画期間：平成30（2018）年度～平成39（2027）年度

6. 計画の対象範囲

計画の対象とする地域は、栗原市全域とします。

また、対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、地球環境及び放射能対策に加え、環境の保全と創出に向けた活動を協働として組み込みます。



7. 基本計画の構成

本計画は以下のような構成となります。

第1章 計画策定の目的・背景

計画の目的・背景、基本理念、各主体の責務と役割、位置付け、期間、対象範囲、構成



第2章 環境の現状と課題

地域の概要、第1次計画の進捗状況、環境の現状、市民・事業者の環境に対する意識、環境の課題



第3章 計画の目標

環境の将来像、基本方針、計画の体系



第4章 環境の保全と創造の施策の展開

市の施策、市民・事業者の環境配慮指針、エリア別配慮指針



第5章 計画の推進

推進体制、進行管理